

大阪医科薬科大学
教職員各位
学生各位

大阪医科薬科大学
学長 佐野 浩一

【2023年度 第27報】新型コロナウイルス感染拡大防止のための基本方針及び
教職員・学生の行動指針について
(対象期間：2023年5月8日～当面の間)

今後、新型コロナウイルス感染症が感染症法上5類に変更され、一般の対応が緩和されますが、重症化リスクの高い人々を守るための対応は引き続き必要です。

本部キャンパスの大学病院では重症化リスクの高い患者さんが入院・外来にて加療中であることから、医療従事者や臨床・臨地実習生等を介した感染を防がなければなりません。これは新型コロナウイルス感染症に限ったことではなく、他の感染症にも共通するものです。

現在、本部キャンパスは工事中で、患者さんや御家族の動線が学生や職員と密に重なるため、本部キャンパス全域で医療機関に準じた対応を採ります。他のキャンパスについては、学部長の判断の下で、個々のキャンパスの事情にそって対応することとします。

以上の考え方に加え、急速に進行するDXを踏まえて、以下のとおり行動指針第27報を示します。対象期間は5月8日～当面の間とします。

基本的大学共通事項

1. 正課活動について

講義と演習については、Society5.0への適応の意義を加えて、面接授業と遠隔授業を併用して行います。実習については、原則として面接で行います。具体的な講義、演習及び実習については、各キャンパスよりお知らせします。本部キャンパスの教員の多くは、医療従事者であるため、本部キャンパスでの面接授業や実習では、マスクを着用して下さい。

2. 正課外活動等について

すべての学生に大阪医科薬科大学病院の医療従事者に準じた行動を求めます。大人数の会食や大規模イベントなど、人が密集する感染リスクの高い場所では慎重な行動をとってください。また、奇声を発したり、大声での会話、喀痰・唾液の路上への吐出、あるいは歩行しながらの喫飲食を禁止とします。

① 自習室について

利用人数を制限します。室内では原則としてマスクを着用し、飲食は禁止します。

② 会食等について

会食に際しては、後日参加者を報告できるようにしておくこと、マスク会食など厳重な感染防止対策を講ずることなど、十分注意してください。

③ クラブ活動について

医療機関等における実習中及び近日中に実習を控える学生のクラブ活動への参加を禁止します。

その他の学生については、活動計画を提出し、各学部の方針に従って、節度をもって活動してください。クラブ活動は自由参加とし、参加を強制することがないようにしてください。

上記に反する行為・行動が原因となり、医療機関等でクラスターが発生した場合、当該学生は大阪医科薬科大学学生等懲戒規程による処分の対象とすることがあります。また、③に反した場合には、当該クラブの活動を停止します。

3. 学生のアルバイトについて

感染予防に十分留意することを前提に、学生のアルバイト等への従事を許可します。医療機関や高齢

者施設等の重症化リスクの高い人がいる場所でアルバイトを行う場合は、クラブ活動を自粛する等、感染リスクを抑制する行動を採ってください。

4. 学生の健康管理について

- ①基本的な感染予防対策（マスク着用、手指消毒、3密回避、こまめな換気）をとってください。マスク着用については、学生・職員は、直接あるいは間接的に医療従事者や臨床・臨地実習生との接触がありますので、本部キャンパス内でのマスク着用を必須とします。
- ②オミクロン株に対応した新型コロナウイルスワクチン接種を推奨します。
- ③体調チェックを行い、発熱(37.0度以上、または平熱+0.5度以上)、鼻水、咳、咽頭痛、倦怠感などの症状がある場合は、医学部・看護学部の学生は本部キャンパスの保健管理室、薬学部の学生は阿武山キャンパスの健康管理支援室に電話連絡してください。
- ④新型コロナウイルス感染者は、出席停止となります。その場合、保健管理室（医学部、看護学部）、健康管理支援室（薬学部）に必ず報告をしてください。出席停止期間については、「新型コロナウイルス感染症罹患者や発症ハイリスク者の対応について」の内容に従ってください。
- ⑤発症ハイリスク者とは、同居人が新型コロナウイルス感染症陽性と診断された場合、又は1泊もしくは一定時間以上（接触状況による、保健管理室判断）行動を共にした人が新型コロナウイルス感染症陽性と診断された場合に該当します。発症ハイリスク者に該当した場合、健康観察を必要とします。

5. 教職員及び学生の海外渡航について

海外渡航は、外務省及び相手国の指示に従うこととし、事前に学長(教員・大学職員)、または病院長(病院職員)の許可を得てください。なお、学生は各学部長の許可を得てください。また、海外から帰国した者は、検疫所の指示に従うこととし、違反した場合は処罰の対象とします。

6. 学会、研修会及び勉強会等について

下記①～④の通りとしますが、加えて、開催地となる都道府県の指示に従ってください。

①会場として本学の講義室や教室を利用する学会、研修会、勉強会等について

以下の事項を遵守してください。

- ・十分な感染対策を講ずること
- ・ワクチン・検査を適切に利用してください。

②学外で開催される学会、研修会及び勉強会等への出席について

グループウェアに掲載した最新の「本学教職員の学会等出張の取扱について」を確認してください。医療従事者としての感染予防策を講じてください。

③学外からの見学者及び実習者について

原則として、健康管理情報を求め、オミクロン株に対応した新型コロナウイルスワクチンの接種を推奨してください。

④他学への講師派遣について

特に制限はしませんが、派遣先の指示に従って医療従事者としての感染予防策を講じてください。

7. 図書館について

開館時間及び自習のための利用については、各キャンパスよりお知らせします。

以上、基本的大学共通事項を示します。なお、各学部・各研究科で決定する事項については、ユニバーサル・パスポートから配信するそれぞれの学部長・研究科長の指示に従ってください。

※この基本方針は5月2日現在のものであり、今後の病原体の変異や社会情勢の変化によって、当該基本方針を遅滞なく見直す場合があります。

基本方針の変更時は、随時、ホームページやユニバーサル・パスポートで周知します。

以上